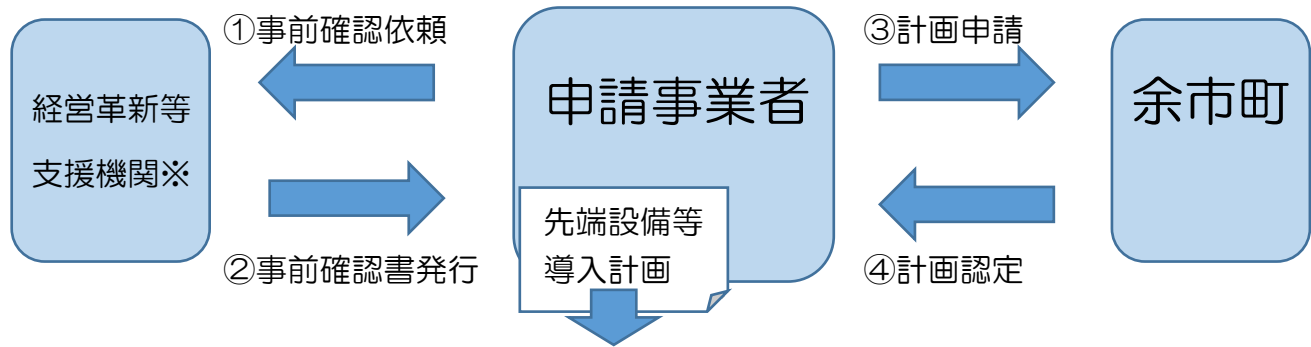


# 新規取得設備の固定資産税が3年間ゼロ！

本年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税（償却資産）の軽減を受けることができます。

## 【先端設備等導入計画認定の流れ】



※町内の経営革新等支援機関：北洋銀行余市支店、北海道信用金庫(余市支店・沢町支店)

設備取得

## 【特例の対象となる方】

資本金1億円以下の法人、従業員数が1,000人以下の事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けたもの（大企業の子会社を除く）

## 【主要要件と特例の対象となる資産】

- ・計画期間 導入促進基本計画の計画期間：6月6日から3年間とする。  
先端設備導入計画の計画期間：3年間、4年間又は5年間とする。
- ・労働生産性 先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上を目標。

設備の種類	用途又は細目	最低取得価額	販売開始時期
機械及び装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具及び備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備※	全て	60万円以上	14年以内

※償却資産として課税されるものに限りません。

注1) 平成33年3月31日までに取得したものに限りません。

注2) 中古資産は対象になりません。

◆詳細については、中小企業庁又は余市町のホームページでもご確認頂けます。

